

## 生物多様性センター展示パネルの貸出しに関する規約

環境省自然環境局生物多様性センター

生物多様性センターが作成した展示パネルを、外部機関に貸し出す際に、必要な事項を以下の通り定める。

### (貸出しの承認)

- 第1条 当該パネルの貸出しを希望する者（以下「利用者」という。）は、「展示パネル貸出し承認申請書（様式第1）」により生物多様性センター長あてに申請を行い、承認を得なければならない。
- 2 生物多様性センター長は、前項の承認の申請が各号のいずれにも適合していると認める場合でなければ、前項の承認をしてはならない。
    - 一 当該申請書の記載事項に不備がないことその他申請の形式上の要件に適合していること。
    - 二 当該申請に係るパネル利用の目的が、生物多様性保全に関する普及啓発を推進する観点から、適正なものであるとき。
  - 3 生物多様性センター長は、第1項の承認をするときは、申請者あてに承認証（様式第2）を送付するものとする。
  - 4 生物多様性センター長は、第1項の承認をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。

### (貸出しの条件)

- 第2条 パネルの貸出しは無償とする。ただし、発送及び返却にかかる送料については、利用者が負担するものとする。
- 2 貸出しは、パネル単位またはポスター単位での貸出しとし、電子データの提供は行わない。
  - 3 展示パネルに使用されている画像やイラストの二次利用は禁止する。
  - 4 「展示パネル貸出し承認申請書」により申請のあった目的以外の利用は禁止する。
  - 5 展示パネルを利用するにあたり、汚損・破損・盗難を防止するための対策を十分に行なうものとし、展示パネルに汚損・破損・盗難等が生じた場合は、利用者は原状回復をすること。
  - 6 展示パネルの利用により、利用者又は第三者に生じた損害について、事由の如何を問わず、生物多様性センターは一切の責任を負わない。

### (その他)

- 第3条 当該展示パネルの著作権は、生物多様性センターが有する。